

反社会的勢力の排除について

当社(私)は、反社会的勢力に該当しないことを確約し、下記の各項を遵守することを誓約いたします。なお、本誓約書の内容に違反した場合、又は、虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何ら催告をすることなく、貴社との取引停止又は契約解除をされても異議を申し立てません。

また、これにより、貴社が被った損害については、一切を当社(私)の責任といたします。

記

1. 貴社との取引に際し、当社(私)及び当社の役員、株主(以下「関係者」という)が、次の各号の何れにも該当しないことを表明し、保証いたします。

- (1)暴力団
- (2)暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む)
- (3)暴力団準構成員
- (4)暴力団関係企業
- (5)総会屋
- (6)社会運動標ぼうゴロ
- (7)特殊知能暴力集団
- (8)その他反社会的勢力等
- (9)次の何れかに該当すること。
 - ① 当社(私)及び当社の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと。
 - ② 当社(私)及び当社の関係者が、資金等の提供、名義貸し、便宜の供給等により、反社会的勢力の維持運営に協力、又は関与しないこと。
 - ③ 当社(私)及び当社の関係者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2. 上記1.の該当性の判断のために調査を要すると合理的に判断された場合には、その調査に協力し、貴社より要請された資料を直ちに提出することを確約いたします。

3. 当社(私)及び当社の関係者が、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1)暴力的行為
- (2)法的責任を超えた不当な要求行為
- (3)詐術、脅迫的な行為
- (4)風説を流布し、偽計又は威力を用いて、貴社の業務を妨害したり、貴社の名誉や信用を毀損したりする行為
- (5)その他前号に準ずる行為